

2024年3月13日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目9番6号  
アルティメイト名駅2nd 8F  
株式会社ディー・ディー・エス  
代表取締役 社長執行役員 小野寺 光広

## 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.dds.co.jp/ja/company/library3/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午後2時
2. 場 所 愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地  
ウイルあいち4F ウイルホール  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾に記載しております「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第29期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

### <会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

### <株主提案(第4号議案から第7号議案)>

- 第4号議案 取締役5名解任の件
- 第5号議案 取締役5名選任の件
- 第6号議案 監査役3名選任の件
- 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

株主提案(第4号議案から第7号議案)に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

## 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 株主総会決議の結果につきましては、当社ウェブサイトにて公表いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ・ 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

( 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

世界経済はインフレ傾向にあり、また国際情勢も一段と不安定化する中、不確実性が高まっています。しかしながら我が国の経済は、景気回復の動きは維持されており、雇用情勢の改善・名目賃金の増加は続いています。企業の設備投資意欲も強く、インバウンド需要が増加に転じたことや、世界的な半導体需要が底打ちしていることなども、景気にとって追い風となっています。

当社の主たる事業領域である情報セキュリティ業界においては、引き続きサイバー攻撃による情報漏えい事故やキャッシュレス決済の不正利用、不正送金問題が継続し、官公庁、企業サイドや個人を含めた社会全体で情報セキュリティ対策に対する関心は高まっています。多くの府省・業界団体などから認証強化を盛り込んだセキュリティガイドラインが示されており、その準拠が進み始めています。特に自動車工業会、自動車部品工業会がサイバーセキュリティガイドラインの改定版を公開し、サプライチェーン向けのセキュリティ実装に力を入れ始めました。多要素認証はその重要な機能に位置付けられ、2024年に向けて市場が活性化され始めました。総じて、社会全体で認証強化の流れが加速された年度でした。

製品面においては、自社製顔認証エンジン「軽快顔認証」をEVECLOUDに搭載しリリースしました。今後、EVEMA、Themisにも搭載する予定です。これらにより、柔軟なライセンス制度での販売や、価格低減、利益率の向上が期待出来ます。また、ゼロトラストセキュリティをベースに製品展開を進め、ID管理ソリューション「LDAP Manager」に加えて、次世代マネージド・セキュリティ・プラットフォーム「LogStare」の取り扱いを開始しました。

販売面においては、案件開拓力向上のため、製品連携やSIerのソリューションとして当社製品が採用されるよう他社との連携を推進しています。また、従来から行ってきた展示会出展やセミナーへの参加による販売促進活動においても、パートナー企業との共同出展や、パートナー企業に当社製品を出展いただくなどの活動を強化、継続しています。当期は9社より販売パートナーの申請をいただき、弊社販売パートナー制度に加盟いただきました。2016年にございました「自治体強靱性向上モデル」において導入された認証基盤の買換え需要は継続しており、加えて在宅勤務を可能とするセキュリティ実装、マイナンバー取扱事務以外の行政システムへのセキュリティ実装などの追加需要もあり、官公庁・自治体よ

り引き続き安定したご発注をいただきました。各府省のセキュリティガイドラインに従う企業も増えてきており、医療、金融、公共性の高い企業などからも大規模案件を多数受注し概ね計画通りに推移しました。特に医療では、2027年に稼働する医療情報システムへの搭載が求められており、案件の増大がみられました。

マガタマ・FIDO事業については、昨年引き続きApple、Google、Microsoftが、FIDO標準のサポート拡大にコミットし、パスワードレス認証の普及が期待される状況に変化はありません。しかしながら、FIDOの普及に伴いオープンソース系の商品も市場に浸透してきており、提案価格の低下は避けられない状況になっております。

また、当社は2023年8月に上場廃止となり、その影響への懸念があったものの運転資金面、人材流出面等への影響は受けておりません。よって、製品開発、サービス及びサポート提供などの事業継続性については疑問視されておらず、現状では業績に対する影響は若干の受注遅延に留まり、大きな売上減少にはつながっておりません。

これらの結果、当事業年度の売上高は944,400千円（前期は916,409千円）となりました。損益面においては、販売費及び一般管理費は698,961千円であり前期比で50,220千円増となりました。これにより、営業損失123,861千円（前期は営業損失178,014千円）、経常損失127,630千円（前期は経常損失179,359千円）となりました。また、不正関連に係る調査費用や対策費用等発生額48,588千円を、特別損失に計上いたしました。これにより当期純損失151,714千円（前期は当期純損失843,462千円）となりました。

## 今後の見通し

当社の主力事業であるバイオ事業については、自治体をはじめとした官公庁において「自治体強靱性向上モデル」の買換え需要が今後も数年に亘って継続すること、ならびに医療を始めとする民間企業での採用の増加が見込まれること、及び、文教市場においてGIGAスクールにおいて導入されたデバイスに対してだけでなく、職員向けの認証強化が求められていることから、市場環境は、拡大基調にあるものと認識しております。それらに対し数年来構築してきた代理店網を活用しさらに売上増加を推進して参ります。さらに、認証基盤ソリューション関連の従来当社が提供していなかった製品も取り揃え、認証プロダクト提供から認証ソリューション提供に拡大して参ります。具体的にはゼロトラストセキュリティ提案が出来る品揃えを考慮し、当社で提供していく製品と、製品連携により協業していく製品により、あらゆるお客様の要望に応えられるように行って参ります。

以上のことから、公共・民間市場とも環境は拡大基調にあるものと認識してお

ります。また、ゼロトラストセキュリティ関連のID管理を中心とした新しいソリューション販売も実績につながっており、既存ユーザーへの追加販売や、認証基盤ソリューションだけではアプローチ出来なかった顧客の新規開発につながっております。それらに対し数年来構築してきた代理店網を活用し売上増加を見込んでおります。さらに製品面では、EVEシリーズ及びThemisに自社製顔認証「軽快顔認証プラグイン」の組み込み発売をいたしました。それにより、仕入コストの低減や、新規顧客開拓なども見込んでおります。クラウド認証サービス事業については、第2四半期にIDaaSのサービス発表をいたしました。FIDOで培った技術を活かし、同年7月のサービスインより営業活動を開始しました。具体的には下記のとおりです。

#### ① IDaaS市場への参入

EVECLOUDでIDaaS市場への展開を開始しております。

従来のIDaaSと比較して、顔認証の利用に加えてFIDO2にも対応するなど生体認証の選択肢を増やし、Windows OSやChrome OSへのログオン認証機能の他、代行入力方式によるSSO機能も搭載しております。

クラウドを多用しながら、OSへのログオンも利用したい、レガシーシステムでも利用したいといった顧客にマッチするサービスです。

文教市場での引き合いも多く、経年変化が大きい子供顔への対応、なりすまし対策といった顔認証強化や、校務支援システム、学習支援システム等への連携を進めております。

これまで当社がアプローチ出来なかったIDaaS市場に対し、従来のサービスには無く、お客様のニーズが高い機能を搭載しての市場参入になります。

#### ② 自社開発した顔認証

AI技術をフル活用した自社製顔認証エンジンで、パソコンやスマートフォンでの利用を想定し、軽快に動作するよう開発しております。

現在、クラウドサービスであるEVECLOUDの他、なりすまし対策を加えたエンジンを2024年1月からオンプレミスの認証基盤であるEVEMAへ搭載、Themisにも今春の搭載を予定しております。

これにより、仕入コストの削減のみならず、フレキシブルなライセンス体系での提供、顧客向けのカスタマイズも可能になり、費用削減と売上増大を両立させて行きます。

なお、海外事業につきましては、当社の連結子会社でありましたDDS Korea, Inc. が2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止しており

ます。現時点において同社の清算は終了しておりませんが、同社の金額及び質的観点からの重要性は乏しいため連結範囲から除外しました。また、当社は他に子会社が存在しないことから、当事業年度において連結計算書類を作成しておりません。このため、前期比率は前期個別計算書類の業績と比較して算定しておりません。

## (2) 財政状態

当事業年度末の総資産は1,754,446千円、流動資産は1,655,758千円、固定資産は98,688千円となりました。流動負債は467,156千円、固定負債は349,350千円、負債合計は816,507千円となりました。株主資本は935,651千円、純資産は937,939千円となりました。その結果、流動比率は354.4%、自己資本比率は53.5%となりました。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は4,090千円であり、その主なものは産業財産権の取得であります。

## (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

### ① コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

2022年に証券取引等監視委員会より指摘がありました一連の不適切な会計処理により株式会社東京証券取引所の勧告を受け2023年8月に上場廃止となりました。当社は、早期に信頼を回復するため、パーパス「DDSはすべての方から信頼されるバイバイパスワードカンパニーとして、IDやパスワードの問題解決に挑戦し、だれも取り残されない持続可能なデジタル社会に貢献します。」を掲げ、より一層差別化された製品の開発、提案力及びサービス体制強化に今後とも傾注してまいります。同時に、第三者委員会の調査報告書に記載された提言を真摯に受け止め、取締役会の構造改革、会計処理に対する定期的な研修、コンプライアンス教育の強化、取締役会による監督機能強化、社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し、内部通報制度の周知徹底、管理部門のスタッフの増強、内部牽制体制の再構築、内部監査体制の見直し等を実施し、再発防止に向けたコーポレー

ト・ガバナンス及び内部管理体制の一層の強化を図っております。

- ・ 予算策定の精緻化
- ・ 企業風土の改革
- ・ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化
- ・ 与信管理の厳格化
- ・ 適切な売上計上のための運用強化
- ・ 事業の選択と集中の検討/海外子会社の解散及び清算

## ② 収益の安定化

当社の主力事業であるバイオ事業については、引き続き自治体をはじめとした官公庁において「自治体強靱性向上モデル」の買換え需要が今後も数年に亘って継続すること、ならびに医療を始めとする民間企業での採用の増加が見込まれること、および、文教市場においてGIGAスクールにおいて導入されたデバイスに対してだけでなく、職員向けの認証強化が求められていることから、市場環境は、拡大基調にあるものと認識しております。

それらに対し数年来構築してきた代理店網を活用しさらに売上増加を推進してまいります。さらに、認証基盤ソリューション関連の従来当社が提供していなかった製品も取り揃え、認証プロダクト提供から認証ソリューション提供に拡大して参ります。具体的にはゼロトラストセキュリティ提案が出来る品揃えを考慮し、当社で提供していく製品と、製品連携により協業していく製品により、あらゆるお客様の要望に応えられるようにして参ります。

マガタマ・FIDO事業については、FIDOの低価格競争で優位に展開をはかる為、FIDO単体での提案ではなく、当社の従来技術でお客様にとって同様の効果が得られる認証サービスとの統合を視野に入れ検討して参ります。また、認証に留まらず、クラウドの普及によって要望の高い統合的なID管理も含めたサービス化などにも取り組んで参ります。

上記に加え、IDaaS市場へ参入することにより新たな販路開拓を進めていくことで更なる売上増加を図ってまいります。

## ③ 研究開発の推進

当社は産学連携ベンチャーの草分け的存在として、創業以来大学との共同研究により技術的競争力のある製品を生み出してまいりました。生体認証市場において、当社は長年の蓄積があり、現状技術的に優位な立場にあると認識しておりますが、本格的な普及期に入り、他社参入により競争が激化する可能性も十分に想定されます。これまで継続的に中部大学、名古屋工業大学、東京大学の各校との共同研究を進めてまいりました。引き続き他の追随を許さないレベルの技術を確認すべく、中部大学を中心とした研究開発を引き続き行ってまいります。



#### ④ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、営業損失を継続して計上しており、当事業年度においては営業損失123,861千円、経常損失127,630千円、当期純損失151,714千円を計上しております。今後、不測の事態が発生すれば継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在します。

このため、当社は安定的な黒字基盤を確立し健全な財務体質を確保することを最優先課題として、以下に示す3つの施策を積極的に推進し、当社における経営基盤の強化を進めてまいります。

##### ・コーポレート・ガバナンスの充実

社外取締役の比率向上や、指名・報酬委員会の開催、一部の者への権限集中を避け正しい判断を行う環境を整備することにより、投資効果を引き上げます。また、役員や社員へのコンプライアンス、ガバナンス教育を徹底し、規律ある業務を遂行し、業務効率の向上を目指します。

##### ・投資に対する費用対効果の検証徹底

新たな投資や、費用が大きい投資について定期的に、得られる売上や利益が十分なものであるかを検証します。それにより、無駄な投資を素早く止めることができるだけでなく、収益の可能性についても検証し収益の向上に向け効果を出してまいります。

##### ・既存事業の再構築と関連商材強化

既存事業は安定した収益を得ておりますが、コンプライアンス、ガバナンスについて再検討いたします。また、多数の優良顧客に恵まれている環境にありますので、従来通り顧客満足度を維持するとともに、お客様のニーズに合った関連製品の販売も検討して行きます。

既に、ID管理ソリューションや、ログ統合ソリューションなど実績も出てきております。アライアンスメーカー様とともにそれを進めてまいります。

上記の施策により、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しております。また、2023年12月期事業年度末において現金及び預金642,820千円及び預け金598,450千円を保有しており、財務面における安定性については確保されていると考えております。そのため、業績の安定化は経済環境等の影響を受け、計画通りに進捗しない可能性があるものの、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第 27 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第 28 期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第 29 期 (当事業年度) (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売 上 高 (千円)	1,086,807	1,162,695	916,409	944,400
経常損失(△) (千円)	△135,848	△212,251	△179,359	△127,630
当期純損失(△) (千円)	△189,467	△300,697	△843,462	△151,714
1株当たり当期純損失 (△)	△4円28銭	△6円23銭	△17円47銭	△3円14銭
総 資 産 (千円)	2,690,588	2,517,966	1,924,118	1,754,446
純 資 産 (千円)	2,209,721	1,921,119	1,083,728	937,939
1株当たり純資産額	45円79銭	39円81銭	22円44銭	19円41銭
自 己 資 本 比 率	82.1%	76.3%	56.3%	53.5%

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第26期に新株予約権の行使による6,420,000株の普通株式の増加がありました。
3. 第27期に譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による49,763株の普通株式の増加がありました。
4. 第28期に譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による41,377株の普通株式の増加がありました。
5. 第29期に譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による59,374株の普通株式の増加がありました。

## (8) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注)当社の子会社であるDDS Korea, Inc. は2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止しております。現時点において同社の清算は終了してはおりませんが、同社の金額及び質的観点からの重要性は乏しいため重要な子会社から除外いたしました。

## (9) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社は、大規模ユーザー向け指紋認証基盤である「EVE」シリーズや「UBF」シリーズ及び携帯電話など組込み向け指紋認証ソリューション等の指紋認証機器の開発・販売を行う「バイオメトリクス事業」を主たる事業としております。

## (10) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

### ① 当社

本社 (名古屋市中区)  
東京支社 (東京都港区)

### ② 子会社

DDS Korea, Inc. (韓国)

(注)当社の子会社であるDDS Korea, Inc. が2023年7月に全ての銀行口座の閉鎖が完了し、活動を休止しております。現時点において同社の清算は終了してはおりませんが、同社の金額及び質的観点からの重要性は乏しいため連結範囲から除外しております。

## (11) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名	5名減少	45.6歳	8年3ヶ月

## (12) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (13) その他の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 124,600,000株

(2) 発行済株式の総数 48,360,814株

(注)2023年4月28日に譲渡制限付株式報酬に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は59,374株増加しております。

(3) 株主数 12,131名

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	5,005,200株	10.35%
株式会社ドリームウェア	4,900,000株	10.13%
KSD-KB	3,764,000株	7.78%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-KIWOOM	2,641,700株	5.46%
原田 晃史	1,636,300株	3.38%
徳田 昌彦	1,300,000株	2.68%
大槻 勝美	1,000,000株	2.06%
中川 修一郎	1,000,000株	2.06%
徳永 あゆみ	770,000株	1.59%
山下 博	500,600株	1.03%

(注)持株比率は自己株式（29,219株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	43,750株	2名
社外取締役	—	—
監査役（非常勤監査役を除く。）	—	—

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	久保統義	
代表取締役	小野寺光広	社長執行役員兼経営管理本部長
取締役（社外）	工藤眞一	シンクドームセキュリティ株式会社 代表取締役
取締役（社外）	窪田哲也	窪田哲也公認会計士事務所 代表
取締役（社外）	原田泰孝	原田法律事務所 代表
監査役（常勤）	宮原 譲	－
監査役（非常勤）	堀田千津子	堀田法律事務所 代表 一般社団法人ピースフル・ビー 代表理事 公益財団法人アイセロ財団 理事
監査役（非常勤）	若原義之	株式会社チアーズインターナショナル代表 取締役

(注) 1. 宮原譲氏は、2023年3月30日開催の定時株主総会において新たに選任さ

れ就任しております。

2. 取締役工藤眞一氏、窪田哲也氏、原田泰孝氏は、社外取締役であります。
3. 監査役の宮原譲氏、堀田千津子氏、若原義之氏は、社外監査役であります。
4. 取締役窪田哲也氏及び監査役若原義之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役原田泰孝氏及び監査役堀田千津子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## (2) 事業年度中に退任した監査役

① 当期事業年度中に退任した監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日ならびに退任事由は、次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
大島一純	2023年3月30日	辞任	監査役（常勤）

② 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
久保統義	代表取締役 社長執行役員	取締役会長	2023年11月10日
小野寺光広	取締役 執行役員兼 経営管理本部長	代表取締役 社長執行役員兼 経営管理本部長	2023年11月10日

(注) 当社の取締役会長である久保統義は2024年2月8日に取締役を辞任しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

### ① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び監査役

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員等の報酬等の額は、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されております。取締役の報酬限度額は、2017年3月29日に開催した第22回定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし、使用人部分は含まない。）と定められております。当該株主総会終結時点の取

締役の員数は、5名であります。監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、常勤・非常勤及び業務分担の状況等を総合的に勘案した上で、監査役会における協議で決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2006年3月29日開催の株主総会において月額2,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

#### (イ) 基本報酬に関する方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には継続的に取締役会の諮問機関である過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会において議論を深め取締役会に答申することにより、透明性及び客観性を担保し、独立社外取締役の適切な関与と助言を得て決定いたします。

#### (ロ) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるため、目標達成時に支給する「基準額」を、職責等に応じて基本報酬に対する割合で設定(報酬ベンチマーク企業群の動向を考慮)しております。具体的な支給額は、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて基準額の0%~200%の範囲内で決定し、各事業年度終了後に一括して支給します。なお、当該指標に関する実績は未達であったことから、当事業年度は業績連動報酬を支給しておりません。

#### (ハ) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬の導入が2021年3月25日開催の第26回定時株主総会にて報酬限度額、年額40,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であり、支給対象となる取締役の員数は、2名であります。



② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員  
の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,922 (9,600)	46,122 (9,600)	－ (－)	2,800 (－)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	60,922 (16,800)	58,122 (16,800)	－ (－)	2,800 (－)	9 (7)

- (注) 1. 上表には、2023年3月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として社外取締役を除く取締役2名に対して当事業年度に費用計上した額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日に開催した第22回定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし、使用人部分は含まない。）と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
5. 監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、常勤・非常勤及び業務分担の状況等を総合的に勘案した上で、監査役会における協議で決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2006年3月29日開催の株主総会において月額2,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役および監査役の状況（2023年12月31日現在）」に記載の重要な兼職の状況のとおりであります。

なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 工藤 眞一	当事業年度に開催された定時取締役会には12回のうち全てに出席し、長年の経験により培われたセキュリティ分野に係る幅広い知識に基づき適宜発言を行っております。
取締役 窪田 哲也	当事業年度に開催された定時取締役会には12回のうち全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計の知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
取締役 原田 泰孝	当事業年度に開催された定時取締役会には12回のうち全てに出席し、弁護士としての法律の知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役（常勤） 宮原 譲	当事業年度において就任後 開催された定時取締役会及び監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、適宜質問するとともに、高い見識を活かして必要な発言を行っております。また、常勤監査役としての取締役からの聴取、代表取締役との意見交換なども行っております。
監査役（非常勤） 堀田 千津子	当事業年度に開催された定時取締役会及び監査役会に12回のうち全てに出席し、長年の経験により培われた弁護士としての法律知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役（非常勤） 若原 義之	当事業年度に開催された定時取締役会及び監査役会に12回のうち全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計の知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

(注) 上記の定時取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回、臨時取締役会が17回開催されました。

(注) 上記の定時監査役会の開催回数のほか、臨時監査役会が9回開催されました。

③ 社外役員が子会社から役員として受けた報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました太陽有限責任監査法人は2023年3月30日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出の根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人應和監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会計監査人として悪意又は重大な過失があった場合を除き、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負い、当該限度額を超える部分については、免責されることとしております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備することを決議しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役に法令・定款の遵守を徹底します。
  - (b) 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の監査を行います。
  - (c) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス&リスクマネジメント委員会」を設置しております。
  - (d) コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程に基づき、取締役及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導しております。
  - (e) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、第三者機関に設置する社外窓口に通報しなければならないと定め、通報者に対しては匿名性を保証するとともに不利益がないことを保証する体制をとっております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 当社は、業務執行上必要とする以下の文書、その他重要情報に関しては、文書管理規程に基づき、適切に保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
    - (ア) 株主総会議事録と関連資料
    - (イ) 取締役会議事録と関連資料
    - (ウ) 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
    - (エ) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
  - (b) 社内の重要情報や顧客情報に関しては、機密情報および機密文書管理規程に基づき保存、管理を行っております。
  - (c) 業務執行上必要な個人情報に関しては、個人情報保護マニュアルに基づき情報の取扱を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス&リスクマネジメント委員会」を設け、有事においては社長を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたることとしております。
- (b) 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組んでおります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに全取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- (b) 取締役の機能をより強化し、経営効率を高めるため、取締役による経営会議を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関わる意思決定を機動的に行っております。
- (c) 業務の運営においては、年度予算を策定し取締役会の承認を受け、全社的な目標達成に向け、具体策を立案、実行しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行状況は、内部監査担当によるPDCAサイクルに関する業務監査を実施し、管理規程、法令、定款に適合した業務の遂行を監視し、改善を図っております。

⑥ 当社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社に設置する「コンプライアンス&リスクマネジメント委員会」が当社のコンプライアンスを統括・推進する体制をとっております。
- (b) 当社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と協議を行っております。
- (c) 監査役は、当社の経営に対応した監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な体制を構築しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人をおくことができるものとし、その人事については、監査役の意見を尊重して行っております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性

前号の使用人は、監査の補助業務に関する事項を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、監査役会に報告し、協議するものとしております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査担当、顧問弁護士との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する体制をとっております。当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、下記のとおり実施しております。

- (a) 取締役会設置会社として毎月1回、定期的に取り締役会を開催し、事業運営上の重要事項について審議を行っております。また、取締役5名には中立的立場から意見を表明する社外取締役3名が含まれております。
- (b) 監査役会設置会社として毎月1回開催される取締役会には常勤監査役1名、非常勤監査役2名が出席し、意見を表明しております。
- (c) 社内に「コンプライアンス&リスクマネジメント委員会」を設置し、代表取締役を委員長とし、経営管理本部を事務局とし、社内の法令遵守及び事業リスクの有無について検討を行っております。
- (d) 監査役と代表取締役との間に定期的な意見交換会を設置しております。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて整備、見直しを行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部監査担当者が当社の内部監査を実施し、取締役会へ報告いたしております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年2月に「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を策定いたしました。

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社のパーパス、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

非上場会社ではあるものの当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社株式に対してこのような大規模な買付行為等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の額を切り捨てて表示しており、比率については四捨五入しております。



# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目       | 金 額        |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部   |            |
| 流動資産     | 1,655,758 | 流動負債      | 467,156    |
| 現金及び預金   | 642,820   | 買掛金       | 25,047     |
| 売掛金      | 134,824   | 未払金       | 41,302     |
| 電子記録債権   | 87,005    | 未払費用      | 38,579     |
| 製品       | 122,006   | 未払法人税等    | 9,778      |
| 前渡金      | 3,691     | 契約負債      | 221,781    |
| 前払費用     | 52,781    | 預り金       | 44,275     |
| 預け金      | 598,450   | 賞与引当金     | 11,371     |
| その他      | 14,177    | その他       | 75,020     |
| 固定資産     | 98,688    | 固定負債      | 349,350    |
| 有形固定資産   | 0         | 退職給付引当金   | 27,303     |
| その他(純額)  | 0         | 長期契約負債    | 321,038    |
| 無形固定資産   | 14,890    | 繰延税金負債    | 1,009      |
| ソフトウェア   | 14,890    | 負債合計      | 816,507    |
| 特許権      | 0         | 純 資 産 の 部 |            |
| 投資その他の資産 | 83,797    | 株主資本      | 935,651    |
| 投資有価証券   | 53,297    | 資本金       | 1,530,959  |
| 長期貸付金    | 399,326   | 資本剰余金     | 1,530,959  |
| その他      | 30,500    | 資本準備金     | 1,530,959  |
| 貸倒引当金    | △399,326  | 利益剰余金     | △2,126,261 |
| 資産合計     | 1,754,446 | その他利益剰余金  | △2,126,261 |
|          |           | 繰越利益剰余金   | △2,126,261 |
|          |           | 自己株式      | △6         |
|          |           | 評価・換算差額等  | 2,287      |
|          |           | その他有価証券   | 2,287      |
|          |           | 評価差額金     | 2,287      |
|          |           | 純資産合計     | 937,939    |
|          |           | 負債純資産合計   | 1,754,446  |

# 損益計算書

( 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 944,400 |
| 売 上 原 価                 |        | 369,301 |
| 売 上 総 利 益               |        | 575,099 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 698,961 |
| 営 業 損 失                 |        | 123,861 |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 4      |         |
| 為 替 差 益                 | 22,847 |         |
| そ の 他                   | 254    | 23,106  |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 23,856 |         |
| 支 払 手 数 料               | 3,000  |         |
| そ の 他                   | 18     | 26,875  |
| 経 常 損 失                 |        | 127,630 |
| 特 別 利 益                 |        |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 18,168 |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 5,000  |         |
| 子 会 社 清 算 益             | 9,075  | 32,243  |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0      |         |
| 有 価 証 券 評 価 損           | 430    |         |
| 減 損 損 失                 | 5,380  |         |
| 不 正 関 連 損 失             | 48,588 | 54,399  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | 149,787 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,927  | 1,927   |
| 当 期 純 損 失               |        | 151,714 |

# 株主資本等変動計算書

( 2023年1月1日から )  
( 2023年12月31日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |               |                       |               |      |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------------------|---------------|------|-----------|
|                             | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金             |               | 自己株式 | 株 主 本 計   |
|                             |           | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 剰 余 金 繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |      |           |
|                             |           |           |               |                       |               |      |           |
| 当 期 首 残 高                   | 1,529,059 | 1,529,059 | 1,529,059     | △1,974,547            | △1,974,547    | △6   | 1,083,565 |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |               |                       |               |      |           |
| 新 株 の 発 行                   | 1,899     | 1,899     | 1,899         | —                     | —             | —    | 3,799     |
| 当 期 純 損 失                   | —         | —         | —             | △151,714              | △151,714      | —    | △151,714  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | —         | —         | —             | —                     | —             | —    | —         |
| 当期変動額合計                     | 1,899     | 1,899     | 1,899         | △151,714              | △151,714      | —    | △147,914  |
| 当 期 末 残 高                   | 1,530,959 | 1,530,959 | 1,530,959     | △2,126,261            | △2,126,261    | △6   | 935,651   |

|                             | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|-----------------------------|--------------|------------|-----------|
|                             | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   |              | 162        | 1,083,728 |
| 当 期 変 動 額                   |              |            |           |
| 新 株 の 発 行                   |              | —          | 3,799     |
| 当 期 純 損 失                   |              | —          | △151,714  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 2,125        | 2,125      | 2,125     |
| 当期変動額合計                     | 2,125        | 2,125      | △145,788  |
| 当 期 末 残 高                   | 2,287        | 2,287      | 937,939   |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

株式会社ディー・ディー・エス  
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 小池 将史  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・ディー・エスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表（貸借対照表に関する注記）2. 偶発債務(1)に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告により損害を被ったとして、会社の株主から訴訟を提起されている。今後の推移によっては、会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

株式会社ディー・ディー・エス 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 宮原 謙

監査役  
(社外監査役) 堀田 千津子

監査役  
(社外監査役) 若原 義之



## 株主総会参考書類

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社が2023年8月に上場廃止に至ったことについて、株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、改めて深くお詫び申し上げます。当社は、東京証券取引所に提出した改善計画を昨年度末まで行っており、今年度も引き続きコーポレートガバナンスを強化しつつ、効率的な会社運営を図ってまいり所存です。

当社は、設立以来、指紋認証をはじめとした、さまざまなセキュリティ・ソリューションを提供しており、2023年度実績は、昨年度比で売上が微増、営業利益が赤字縮小となりました。当社は、昨年度末に中長期事業計画を定めており、同計画は、経営層が3年後にあるべき姿を定め、その方向性に基づき各事業本部が執行役員を中心に事業計画を策定し、さらに各事業計画を全社版として取りまとめたものです。全社が一丸となり売上高、利益の拡大を図るとともに、2026年度の数値目標を売上高15億円、営業利益2億円と定め、今後も資本効率の改善を進めてまいります。そして、同計画が終了する2026年度末には、新たな中長期事業計画を定める所存です。

以上の当社の今後の取組みに鑑み、今後の資本政策の機動性の確保を図るため、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替え、更に欠損填補に充当するものであります。

#### ① 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

資本金の額1,530,959,619円のうち、1,520,959,619円を減少して、10,000,000円といたします。また、資本準備金の額1,530,959,617円のうち、605,301,787円を減少して、925,657,830円といたします。減少する資本金及び資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

なお、純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

効力発生日 2024年5月1日

#### ② 剰余金の処分の内容

資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金の額及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金2,126,261,406円全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものです。

減少する剰余金の項目及びその額  
    その他資本剰余金 2,126,261,406円  
増加する剰余金の項目及びその額  
    繰越利益剰余金 2,126,261,406円

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社が非上場会社となったことから、株式事務を三井住友信託銀行から当社に変更するため定款の一部を変更いたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改 訂 案                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条<br/>～ (条文省略)<br/>第9条</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>(2)株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>(3)当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第11条<br/>～ (条文省略)<br/>第51条</p> | <p>第1条<br/>～ (現行どおり)<br/>第9条</p> <p>(削 除)</p> <p>第10条<br/>～ (現行どおり)<br/>第50条</p> |

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

(単位：千株)

| 候補者番号                                                                                                                                                       | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                           | みやはら ゆずる<br>宮原 譲<br>(1948年8月28日) | 1972年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社<br>(現日本NCR株式会社) 入社<br>1985年1月 デジタルコンピュータ株式会社<br>(現株式会社DTSインサイト) 入社<br>1988年4月 株式会社テラ 入社<br>1991年4月 日本システム開発株式会社 (現株式会社エヌ・エス・ディ) 入社<br>1997年9月 トランス・コスモス株式会社入社<br>1998年7月 同社 システムソリューション本<br>部長取締役<br>2007年7月 同社 ITアウトソーシングサー<br>ビス本部長<br>2013年12月 PCIホールディングス株式会社社<br>外監査役 (常勤)<br>2018年12月 同社 社外取締役監査等委員 (常勤)<br>2020年12月 同社 指名・報酬委員会委員長<br>2022年12月 同社 取締役監査等委員及び 指<br>名・報酬委員会委員長 退任<br>2023年3月 当社常勤監査役就任 (現在に至る) | —                  |
| <b>【選任理由】</b><br>宮原譲氏を監査役候補者とした理由は、当事業年度において常勤監査役としての実績はもとより、長年にわたりIT事業に関する業務に携わっており、監査役としての経験も豊富であることから、これらの専門性、経験、見識を活かし実効性の高い監査ができると判断し、選任をお願いするものであります。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                    |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>名<br>(生年月日)                                                                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2         | ※<br>くろさわ かよ<br>黒澤 佳代<br>(1963年7月6日)                                                                           | 1987年3月 中央大学法学部法律学科卒業<br>1996年4月 司法研修所入所<br>1998年4月 名古屋(現愛知県)弁護士会登録<br>長者町法律事務所入所<br>2003年10月 黒澤法律事務所開設(現在に至る)<br>2008年10月 名古屋家庭裁判所調停官(非常<br>勤裁判官)(2010年9月退任)<br>2019年4月 愛知県弁護士会副会長(2020年<br>3月退任) | —                  |
|           | 【選任理由】<br>黒澤佳代氏を監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識と長年における豊富な業務経験を活かして独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるためであります。           |                                                                                                                                                                                                    |                    |
| 3         | ※<br>かけひ ちかし<br>笥 智家至<br>(1980年10月6日)                                                                          | 2004年4月 監査法人トーマツ入所<br>2012年8月 笥会計事務所 設立<br>2013年9月 グランサーズ株式会社 代表取締役<br>(現在に至る)<br>2015年5月 税理士法人グランサーズ 代表社員<br>(現在に至る)<br>2018年1月 株式会社シャノン 監査役就任<br>(2021年退任)                                       | —                  |
|           | 【選任理由】<br>笥智家至氏を監査役候補者とした理由は、公認会計士・税理士としての専門的な知識と自ら運営する会社での豊富な業務経験を活かして独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるためであります。 |                                                                                                                                                                                                    |                    |

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 宮原讓氏、黒澤佳代氏、笥智家至氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、宮原讓氏、黒澤佳代氏、笥智家至氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## <株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主からのご提案によるものであります。議案の要領、提案の理由及び候補者の略歴等は、請求株主から提出された内容を原文内容のまま記載しております。

### 第4号議案 取締役5名解任の件

#### (1) 議案の要領

以下の5名について株式会社ディー・ディー・エスの取締役の解任をすること。

小野寺 光広  
久保 統義  
工藤 眞一  
窪田 哲也  
原田 泰孝

#### (2) 提案の理由

有価証券報告書の虚偽記載をした時の取締役5名について、有価証券報告書の提出に関する決算取締役会において、その提出について承認をした取締役全員の解任が必要と考え、その解任をする。

## ○ 取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

株主提案の理由は、有価証券報告書の虚偽記載をした時の取締役5名を解任するとして、小野寺光広、久保統義、工藤眞一、窪田哲也及び原田泰孝を挙げていますが、現在の取締役は小野寺光広、工藤眞一、窪田哲也及び原田泰孝の4名であり（久保統義は本年2月8日に辞任しております）、かかる4名はいずれもその当時の取締役ではありません。なお、解任提案されている久保統義を含め、その当時の取締役はすべて辞任しております。

すなわち、現在の取締役である小野寺光広、工藤眞一、窪田哲也及び原田泰孝の4名は、虚偽記載等の指摘を受けた有価証券報告書に関する決算取締役会において、取締役の地位になく、また、社外取締役である工藤眞一、窪田哲也、原田泰孝は、第三者委員会の調査報告書の指導に基づいてガバナンス強化のために役員となったものであります。このように、株主提案はその前提となる事実を誤認するものであり、あるいは、恣意的なミスリードであると考えます。

当社の経営の立直しを継続して行くために、代表取締役社長である小野寺光広、工藤眞一、窪田哲也及び原田泰孝は必要不可欠な人材であり、解任の必要はないものと考えます。

**第5号議案 取締役5名選任の件**

(1) 議案の要領

以下の5名を株式会社ディー・ディー・エス（以下、「当社」といいます。）の取締役に選任する。

- 水野 敏宏
- 池 要翰
- 張 涇秀
- 田中 光一
- 原田 晃史

(2) 提案の理由

取締役 小野寺光広、久保統義、工藤眞一、窪田哲也、原田泰孝の解任に伴い、新たに取締役5名を選任する。

候補者の略歴等は以下のとおりであります。

(単位：千株)

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                        | 水野 敏宏<br>(1970年6月30日) | 1994年4月 御幸毛織株式会社入社<br>電子事業部配属<br>2001年9月 同社退社<br>2001年10月 パロマ工業株式会社入社<br>電子技術部配属<br>2003年3月 同社退社<br>2003年4月 株式会社ディー・ディー・エス<br>入社 | 10                 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                     学卒後、御幸毛織、パロマ工業において車載機器・家電関連ソフトウェアとハードウェアの開発に従事した経緯があり、ディー・ディー・エスに転じてからは、主力製品である生体認証ソリューションの開発業務に従事していました。また、製品設計から製品出荷後の販促やサポート業務にも従事していました。その経験、知見を活かして、中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されます。</p> |                       |                                                                                                                                  |                    |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                                  | 池 要翰<br>(1974年10月27日) | 1999年10月 FUJITSU MICROELECTRONICS<br>KOREA INC. 入社                                                           | 1,530              |
|                                                                                                                                                                                    |                       | 2006年1月 同社退社<br>2006年2月 DDS Korea INC. 代表取締役就任<br>2023年6月 同社閉鎖に伴い退社<br>2023年7月 DSNtech INC. 入社 同社取締役<br>(現任) |                    |
| 【取締役候補者とした理由】<br>ディー・ディー・エスにおいて、韓国現地法人の代表取締役に長年携わった経験に加え、セキュリティー製品全般に関する知識が豊富であり、また、日韓両国の取引先との人脈を有しており、中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されます。                                                  |                       |                                                                                                              |                    |
| 3                                                                                                                                                                                  | 張 溍秀<br>(1968年7月24日)  | 2001年4月 DSNTech株式会社(韓国) 研究所長                                                                                 | —                  |
|                                                                                                                                                                                    |                       | 2004年5月 DSNTech株式会社(韓国) 代表取締役就任(現任)                                                                          |                    |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>韓国において、長年セキュリティー製品全般の設計、製造販売に携わっており、またディー・ディー・エスとの取引を通じて当社の強みを理解しており、当社の技術力の向上に寄与することで、中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されます。                                   |                       |                                                                                                              |                    |
| 4                                                                                                                                                                                  | 田中 光一<br>(1959年8月6日)  | 1988年4月 富士通株式会社入社                                                                                            | —                  |
|                                                                                                                                                                                    |                       | 2001年7月 株式会社ドリームウェア設立<br>代表取締役就任(現任)<br>2004年1月 富士通株式会社退社                                                    |                    |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>富士通において、金融・製造・公共・流通各業種について周辺機器からパソコン及び半導体に携わった経験があり、各業種についての豊富な知識を有している。同社退職前に独立起業し緊急地震速報配信事業他を行うドリームウェアの経営を長年行っており、その経験が中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されます。 |                       |                                                                                                              |                    |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5         | 原田 晃史<br>(1956年7月24日)                                                                                                                                     | 1980年4月 東邦生命保険相互会社入社<br>1990年3月 同社退社<br>1990年4月 株式会社食彩取締役就任<br>2011年3月 医療法人社団神州東京駅前歯科<br>口腔外科専務理事就任(現任)<br>2015年10月 株式会社金内建設 代表取締役<br>就任(現任)<br>2019年6月 学校法人光和学園 理事長就任<br>(現任) | 1,636              |
|           | <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/> 東邦生命において、主に企業間取引に関わる業務経験をした後、起業を行い豊富な経営実務による、経営の勘所の押え方をもたれており、対外交渉に力を発揮されることにより、中長期的な企業価値向上に貢献することが期待されます。</p> |                                                                                                                                                                                |                    |

## ○ 取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

上述の通り、現経営陣を解任する必要はありません。また、現時点での取締役4名による会社経営は、現状の規模、迅速な意思決定の点において、最適な人数であると考えており、新たに取締役を補充、追加する必要はないと考えます。

加えて、詳細は同封の「株主提案に対する当社取締役会の意見について(補足)」で述べる通り、本株主提案は、外国法人等による当社の経営支配を目的としており、当該外国法人は外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)第27条1項(事前届出義務)並びに金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第27条の23(大量保有報告書の提出義務)に違反したことを確認しています。すなわち、本株主提案の提案株主は、韓国法人であるDSN TECH, Inc.(以下「DSNTECH」といいます。)及び株式会社ドリームウェア(以下「ドリームウェア」といいます。)であり、いずれの株主提案も全く同じ内容であることから、意を通じてなされたものと考えられ、不適切会計を原因とする当社の業績悪化を奇貨として、当社株式を買い上げ、当社の経営陣を提案株主の関係者に入れ替えることにより、当社の経

営を支配することを目的としていることが明らかです。すなわち、本株主提案における取締役候補5名のうち当社従業員である水野敏弘氏を除く4名は、以下に述べる通り、提案株主の役員です。とりわけ、池要翰氏（以下「池氏」といいます。）については、有価証券報告書の虚偽記載の当時の当社連結子会社であったDDS KOREA, Inc.の代表取締役であったことから、株主提案における現経営陣の解任理由と全く整合しないものです。さらには、当社がDSNTECHに照会したところ、DSNTECHの代表取締役である張涇秀氏は当社の取締役就任に就任する意向がないとの回答を受領しておりますので、本株主提案による選任は実現不能です。

なお、当社がDSNTECHに照会したところ、同社は、当社株式取得に際し、外為法第27条1項に基づく事前届出を行わなかったこと、及び金融商品取引法第27条の23に基づく大量保有報告書を所定の期限までに提出しなかったことを認めており、当社は所轄官庁に情報提供し、しかるべき処分を求めています。

以上より、株主提案による取締役候補5名の選任はその必要性を欠くことに加え、以下の4名については適格も欠くと考える次第です。

・池要翰氏

当社の連結子会社であったDDS Korea, Inc.の元代表取締役です。第三者委員会の調査により、池氏は、三吉野氏による根拠のない売上予算の策定と予算必達の厳命のプレッシャーを背景に、DDS Korea, Inc.在職中に不適切な売上計上を行ったことを指摘されています。

・張涇秀氏

池氏が理事を務めるDSN TECH, Inc.（株主提案権の行使者）の代表取締役です。

・田中光一氏

池氏の親族であり、株式会社ドリームウェア（株主提案権の行使者）の代表取締役です。

・原田晃史氏

株式会社ドリームウェアの監査役です。

## 第6号議案 監査役3名選任の件

### (1) 議案の要領

以下の3名を当社の監査役に選任する事。

大槻 勝美

池田 雅彦

武部 祐典

### (2) 提案の理由

当社の現任の監査役は、2024年3月開催の第29回定時株主総会終結をもって任期満了となります。そこで、新たな監査役の選任を提案する。

候補者の略歴等は以下のとおりであります。

(単位：千株)

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                           | 大槻 勝美<br>(1955年9月29日)  | 1985年4月 株式会社バイク急便設立代表取締役就任<br>1990年2月 バイク便協同組合設立理事長就任<br>2005年4月 株式会社By-Qホールディングス設立 代表取締役就任<br>2014年9月 ラッキー株式会社設立 代表取締役就任 (現任)<br>2017年6月 株式会社By-Qホールディングス 代表取締役退任 | 1,000              |
| <p><b>【社外監査役候補者とした理由及び期待される効果の概要】</b><br/>           新たな輸送手段としてオートバイを用いた個別配送を行うというビジネスを構築したパイオニアです。その後も業界団体を立上、運営を行い、組織運営に知見があります。その組織運営の知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための助言と監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されます。</p> |                        |                                                                                                                                                                    |                    |
| 2                                                                                                                                                                                                           | 池田 雅彦<br>(1979年12月23日) | 2008年3月 税理士資格取得<br>2008年3月 池田雅彦税理士事務所開設所長就任 (現任)<br>2011年11月 株式会社ソレイユ設立代表取締役就任 (現任)                                                                                | —                  |
| <p><b>【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>           税理士資格を有しており、企業会計・企業税務の実務者として長年の経験がある。その知見を活かして、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言や、監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されます。</p>                                         |                        |                                                                                                                                                                    |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                   | 武部 祐典<br>(1976年6月17日) | 2003年11月 北山総合事務所(現司法書士法人オルト)入所<br>2013年1月 たけべ行政書士事務所開設<br>2018年11月 たけべ司法書士・行政書士事務所開設<br>2020年8月 Tassコンサルティング合同会社<br>設立同社代表社員就任(現任)<br>2023年4月 オフィスおね合同会社設立 代表<br>社員就任(現任) | —                  |
| <b>【社外監査役候補者とした理由及び期待される効果の概要】</b><br>司法書士、行政書士資格を有しており、企業法務関連の実務者として長年の経験がある。その知見を活かして、取締役会の意思決定の適法性や妥当性を確保するための助言や、監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されます。 |                       |                                                                                                                                                                           |                    |

## ○ 取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

第3号議案により、効率的な組織運営のために監査役を新たに選任する予定であります。また、継続的にガバナンスを維持していくためには、当社が提案する監査役候補が最適であると考えますので、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

### (1) 議案の要領

以下の1名を当社の補欠監査役に選任する。

### (2) 提案の理由

当社の現任の補欠監査役は、2024年3月開催の第29回定時株主総会終結をもって現任監査役3名の任期満了により任期満了となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を提案いたします。

候補者の略歴等は以下のとおりです。

(単位：千株)

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 城山 光秀<br>(1957年9月11日)                                                                                                                                | 1993年7月 有限会社ゼロン設立 代表取締役<br>就任<br>1995年6月 同社を株式会社に改組 株式会社<br>ゼロン設立同社代表取締役就任<br>(現任)<br>2015年4月 株式会社ゼロングループホール<br>ディングス設立同社代表取締役<br>就任 (現任) | —                  |
| <b>【社外監査役候補者とした理由及び期待される効果の概要】</b><br>長年人材に関わる企業経営をしており、経営者としての豊富な経験を有している。企業統治に関する豊富な経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための助言と監査役会における発言等により、監査機能の強化が期待されます。 |                                                                                                                                           |                    |

## ○ 取締役会の意見

### (1) 取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

第6号議案の反対理由でも記載したとおり、効率的な組織運営及び継続的なガバナンス維持の観点から、新たに補欠監査役を選任する必要はないと考えますので、本議案に反対いたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地  
ウイルあいち 4階 ウイルホール

- 交通機関：●地下鉄名城線「名古屋城」駅 2番出口より東へ徒歩約8分  
●名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約6分  
●基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約8分  
●市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分



※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承の程お願い申し上げます。

## 株主提案に対する当社取締役会の意見について（補足）

当社は、2024年3月28日開催予定の第29回定時株主総会における議題について、株主2者から株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受領しておりますが、2024年2月29日開催の当社取締役会において、本株主提案に反対する旨を決議いたしました。反対の理由については、招集通知（39頁）に記載した通りですが、本書面により、本株主提案の背景事情等について補足でご説明させていただきます。

以下に述べる通り、本株主提案が可決されれば、諸法規に違反し当社株式を取得した外国法人等株主が経営権を掌握し、お客様からの取引回避などにより、当社の経営に甚大な悪影響がもたらされ、皆様の株式価値を大きく毀損するおそれがあります。

これに対し、現在、当社は、資本提携先としてご支援いただける事業会社、投資ファンド等を探索し、現状、複数の候補先にご検討いただいている状況です（具体的な資本提携に関する意向表明書を提出いただいている候補先もございます。）。引き続き資本提携先の選定作業を行い、決定した資本提携先にご支援をいただきながら、当社の中長期計画をしっかりと進めてまいります。具体的には、2026年度に売上15億円、営業利益2億円の達成を目指し、2027年度以降に関しましても新たな中長期計画を作成していく予定です。株主の皆様におかれましては、ご心配をおかけして大変恐縮ではございますが、引き続き当社取締役会の意向にご賛同いただきたく、**何卒会社提案に賛成、株主提案に反対の議決権行使書用紙をご返送いただきますよう**、心よりお願い申し上げます。

- 本株主提案は外国法人等による当社の経営支配を目的としており、当該**外国法人は外国為替及び外国貿易法第27条第1項の事前届出義務並びに金融商品取引法第27条の23の大量保有報告書提出義務に違反**したこと

本株主提案は、外国法人等による当社の経営支配を目的としており、当該外国法人は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第27条第1項（事前届出義務）並びに金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第27条の23（大量保有報告書の提出義務）に違反したことを確認しています。すなわち、本株主提案の提案株主は、韓国法人であるDSN TECH, Inc.（以下「DSNTECH」といいます。）及び株式会社ドリームウェア（以下「ドリームウェア」といいます。）であり、いずれの株主提案も全く同じ内容であることから、意を通じてなされたものと考えられます。その内容についても、後述の通り、取締役候補者5名のうち提案株主の役員4名（内2名はDSNTECHの取締役であり、1名はドリームウェアの代表者でDSNTECHの取締役の親族です。）を候補とし、現経営陣すべてを入れ替えることを求めるものであり、提案株主の保有株式



割合が合計20%を超え、その他関係者と疑われる株主の保有株式を合計すれば、当社発行済株式総数の30%近くになることから、本株主提案が可決されれば、提案株主及びその関係者が当社の経営を支配するおそれがあります。

以下に述べる通り、提案株主及びその関係者は、当社元代表取締役である三吉野健滋氏（以下「三吉野氏」といいます。）による不適切会計を原因とする業績悪化を奇貨として、いわゆるウルフパック（群狼）戦術※により、意を通じて当社株式を買い上げ、当社の経営陣をすべて入れ替えることにより、当社の経営を支配することを目的としていることが明らかです。

なお、当社がDSNTECHに照会したところ、同社は、当社株式取得に際し、外為法第27条第1項に基づく事前届出を行わなかったこと、金商法第27条の23に基づく大量保有報告書を所定の期限までに提出しなかったことを認めており、当社は所轄官庁に情報提供し、しかるべき処分を求めています。

※複数の投資家がひそかに協調して株式を買い集め、時機をみて一気に経営権奪取を図るM&A戦術。

- 本株主提案の取締役候補者5名のうち4名は提案株主の役員（内2名はDSNTECHの取締役）であること（なお、候補者5名のうち1名は就任の意向がなく、提案内容通りの選任は不能であること）
- 本株主提案による取締役候補者5名のうち4名は、提案株主の役員です。すなわち、張涇秀氏は、提案株主であるDSNTECHの代表取締役であり、池要翰氏（当社連結子会社であったDDS KOREA, Inc.の元代表取締役）は、DSNTECHの取締役です。

また、田中光一氏は、池氏の親族でドリームウェアの代表取締役であり、原田晃史氏は、ドリームウェアの監査役です。

このように、本株主提案における取締役候補者5名のうち4名は、提案株主であるDSNTECHまたはドリームウェアの役員です。

なお、当社がDSNTECHに照会したところ、DSNTECHの代表取締役である張涇秀氏は当社の取締役に就任する意向がないとの回答を受領しており、DSNTECHの提案内容と矛盾する状況であり、提案通りの選任は実現不能です。

#### ● 本株主提案が可決された場合の当社経営への影響

以上の通り、本株主提案は、不適切会計による業績悪化を奇貨として、外国法人ら提案株主及びその関係者が、（外国法人であるDSNTECHについては外為法及び金商法に違反し）当社株式を買い上げ、当社の経営を支配することを目的としたものであることは明らかです。当社が提供する生体認証システムは、外為法上、安全保障上特に重要な業種（いわゆるコア業種）に指定され

ており、当社の株式取得や議決権行使等の際には同法上の手続を履行する必要があります。実際にも、当社は、自治体や官公庁など多くの公的機関に生体認証システムを提供しており、住基ネットや戸籍管理などの日本の行政事務の根幹を担っています。そのため、外国への情報流出は日本の行政事務に由々しき事態を引き起こす懸念があることから、外国法人ら提案株主及びその関係者により、当社が支配されることとなれば、当社が生体認証システムを提供している自治体や官公庁などの公的機関の顧客が離反することは必至であり、当社の業績に深刻な悪影響を及ぼし、皆様の株式価値を大きく毀損するおそれが極めて高いと考えます。

以上

# 第29回定時株主総会招集資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

## ● 計算書類

「個別注記表」

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 株式会社ディー・ディー・エス

「上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品 : 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 : 定率法により償却しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 4年～10年

#### (2) 無形固定資産 : 定額法により償却しております。

なお、販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 : 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は退職給付債務の算定にあたり期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は主な収益を「製品」及び「サービス」の売上区分から生じる収益と認識しております。当該売上区分の収益認識の時期は以下のとおりです。

製品は「ハードウェア」と「ソフトウェアライセンス」に分けて収益を認識しております。

##### (1) 製品

###### ①ハードウェア

ハードウェアの主な内容はUBFシリーズ等の指紋認証技術（新認証アルゴリズムやハイブリッド指紋認証方式など）に対応した指紋認証ユニットであり、指紋認証ユニットの出荷時に収益を認識しております。

###### ②ソフトウェアライセンス

ソフトウェアライセンスの主な内容は、EVEシリーズ、Themisシリーズ等の多要素認証ソリューションの利用権を販売しており、ライセンスの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

サービスは「保守」、「構築作業」の売上であります。

##### (2) サービス

###### ①保守

保守の主な内容は、ソフトウェアライセンス等の当社が提供するサービスの保守契約であり、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

###### ②構築作業

構築作業の主な内容は、当社が提供するソフトウェアライセンスの環境構築作業等であり、環境構築作業等が完了し、検収書等の受領をもって収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計

算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|    | 当事業年度   |
|----|---------|
| 製品 | 122,006 |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一定の保有期間を経過した製品や販売価額が帳簿価額を下回っている製品は、収益性が低下している棚卸資産として帳簿価額を一定額まで切り下げております。

この評価にあたっては、滞留在庫と判断する保有期間の要件や販売価額の算定方法を策定することが必要です。これらは評価時点における情報セキュリティや認証強化に対する社会全体の関心や生体認証市場の動向に対する一定の仮定に基づき見積もっているため、不確実性を伴っております。

そのため、実際の社会情勢や市場動向が仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,101千円

上記、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

当社は期末日時点において以下の偶発債務を認識しております。

(1) 株主による損害賠償請求訴訟

当社は、過去に不適切な会計処理が行われたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。

当該不適切な財務報告により損害を被ったとして、当社の株主から以下の訴訟を提起されました。

①訴訟を提起した者：当社の株主2名

提訴日：2023年2月10日付

請求額：74,105千円

②訴訟を提起した者：当社の株主1名

提訴日：2023年4月11日

請求額：40,000千円

③訴訟を提起した者：当社の複数の株主

提訴日：2023年5月12日

請求額：28,774千円（2023年10月24日に請求の拡張）

今後の見通し：当社としては、当該不正な財務報告と損害金額について、因果関係はないことを主張していく予定です。

今後の推移によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります、現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(2) 不動産仲介手数料等に係る訴訟

当社は、2023年3月に不動産を第三者へ売却し、当社と売却先を仲介した不動産業者へ仲介手数料を支払いました。

当該売却にあたり、上記仲介会社とは別に仲介契約を締結していたサン建築企画設計株式会社（清算会社）から仲介手数料等を支払うよう、訴訟を提起されました。

訴訟を提起した者：サン建築企画設計株式会社（清算会社）

提訴日：2023年12月27日

請求額：9,702千円及び売却日以降支払完了日までの利息相当額

今後の見通し：当社としては、本件売却取引は別の仲介業者を利用しており、原告が訴える訴状内容には当てはまらないものとして主張していく予定です。

今後の推移によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります、現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(損益計算書に関する注記)

#### 1. 減損損失の金額

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

| 用途    | 種類     | 金額    |
|-------|--------|-------|
| 事業用資産 | 工具器具備品 | 1,502 |
|       | 特許権    | 3,877 |

## 2. 減損損失を計上した経緯

当社は継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。

当社が策定した経営計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積もりましたが、元役員による一連の不祥事に起因して株主から当社現経営陣全員の解任議案が提起されていることも踏まえ経営計画自体の実現可能性を慎重に検討しました。

その結果、対象の資産グループについては、投資額の回収は困難と見込まれるため、減損損失を計上することといたしました。

## 3. 資産のグルーピングの方法

当社は、バイオメトリクス事業の単一セグメントであることから、事業用資産については全社一体としてグルーピングを行っております。

## 4. 回収可能額の算定方法

減損損失の測定における回収可能価額として、使用価値を用いております。

対象の資産グループについては、使用価値をゼロとしてその帳簿価額（備忘価額1円を除く）全額を減損処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び株式数  
普通株式 48,360,814株
2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 29,219株
3. 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。
5. 株式引受権に関する事項  
該当事項はありません。



(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業取引計画、設備投資計画に照らして、必要な資金は自己資金及び株式の発行等で調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、与信調査サービスを利用して与信管理を行っておりますが、取引相手ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権債務について、デリバティブ取引は行っておりません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

#### ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月及び必要に応じてより短期で、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|                     | 貸借対照表計上額 (*1)       | 時価 (*1) | 差額 |
|---------------------|---------------------|---------|----|
| 投資有価証券<br>その他有価証券   | 53,297              | 53,297  | —  |
| 長期貸付金<br>貸倒引当金 (*2) | 399,326<br>△399,326 |         |    |
|                     | 0                   | 0       | —  |

(\*1) 「現金及び預金」・「売掛金」・「電子記録債権」・「買掛金」・「未払金」・「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 市場価格のない株式等は、以下のとおりであります。

| 区分             | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------------|---------------|
| 投資有価証券 (非上場株式) | 0             |

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分     | 時価     |      |      |        |
|--------|--------|------|------|--------|
|        | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券 | 53,297 | —    | —    | 53,297 |
| 資産計    | 53,297 | —    | —    | 53,297 |

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分        | 時価   |      |      |    |
|-----------|------|------|------|----|
|           | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期貸付金（純額） | —    | —    | 0    | 0  |
| 資産計       | —    | —    | 0    | 0  |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は破綻懸念先等に対する債権であり、回収見込額に基づいて貸倒引当額を算定しております。このため、時価は長期貸付金計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該金額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、投資有価証券評価損及び貸倒引当金等であり、回収可能性が認められないものには、評価性引当額を計上しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

開示すべき重要な取引はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、バイオメトリクス事業の単一セグメントであり、顧客との契約か

ら生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

|               | 当事業年度<br>(自 2023年1月1日<br>至 2023年12月31日) |
|---------------|-----------------------------------------|
| 製品売上          | 474,371                                 |
| サービス売上        | 470,029                                 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 944,400                                 |
| その他の収益        | —                                       |
| 外部顧客への売上高     | 944,400                                 |

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 134,953 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 134,824 |
| 契約負債（期首残高）          | 454,528 |
| 契約負債（期末残高）          | 542,820 |

契約負債及び長期契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受収益に関連するものであります。契約負債及び長期契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債及び長期契約負債残高に含まれていた額は、183,744千円であります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 1年内    | 221,781 |
| 1年超2年内 | 14,197  |
| 2年超3年内 | 71,939  |
| 3年超4年内 | 86,381  |
| 4年超5年内 | 120,459 |
| 5年超    | 28,060  |
| 合計     | 542,820 |

(1株当たり情報に関する注記)

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 19円41銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 3円14銭  |

(後発事象に関する注記)

資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金の処分

2024年2月16日開催の取締役会において、2024年3月28日に開催予定の第29回定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分の件に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化及び今後の機動的かつ効率的な経営を維持するための資本政策を実現することを目的としております。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額1,520,959千円を減少して、10,000千円といたします。また、資本準備金の額605,301千円を減少して、925,657千円といたします。

## (2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額及び資本準備金の額のみを減少し、資本金の減少額1,520,959千円及び資本準備金の減少額605,301千円は、その他資本剰余金に振り替えいたします。

## 3. 剰余金の処分の内容

資本金及び資本準備金の額の減少によって増加した後のその他資本剰余金2,126,261千円のうち全額を繰越利益剰余金に振り替え、2023年12月31日現在の繰越利益剰余金の欠損額2,126,261千円を全額解消いたします。

### (1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 2,126,261千円

### (2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 2,126,261千円

以上の結果、その他資本剰余金は0円、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）は0円となります。

## 4. 日程

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2024年2月16日     |
| (2) 株主総会決議日     | 2024年3月28日（予定） |
| (3) 債権者異議申述公告日  | 2024年3月29日（予定） |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2024年4月30日（予定） |
| (5) 効力発生日       | 2024年5月1日（予定）  |

## 5. その他

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

（その他の注記）

元当社代表取締役への貸金返還請求及び当時の取締役への損害賠償請求訴訟

### 1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：名古屋地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2023年7月13日

### 2. 訴訟を提起した相手

当時の取締役5名

### 3. 訴訟内容

- (1) 訴訟内容：①金銭消費貸借契約書（以下、「貸金契約」という。）に基

づく貸金返還請求

②貸金契約に係る任務懈怠責任に基づく損害賠償請求

(2) 請求金額：①193,926千円

②193,926千円

ただし、①の貸金返還請求により貸金が返還された場合には、②の損害賠償請求は返還額に応じて請求金額が減額される。

#### 4. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

当社は2022年8月8日付「第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」のとおり、当社の不適切会計に関して、第三者委員会から受領した「調査結果報告書(開示版)」を公表いたしました。外部法律事務所との相談のうえ、不適切会計の1つである貸付金にかかる貸倒引当金未計上の原因となっている元当社代表取締役に対する貸付金については、貸金契約の返済期限を経過したのにも関わらず全額返済されていないため、元当社代表取締役に対して貸付金の回収を図るとともに、その行為について任務懈怠、善管注意義務違反があると判断しました。

また、本件貸金契約締結を承認する取締役会決議において賛成した取締役4名には、未回収による損害が生じていることから、会社法第423条第3項第3号に基づき、任務懈怠が推定されると判断しました。

よって、当社は、①元当社代表取締役に対して、貸金契約に基づく貸金返還請求として193,926千円の支払を提起するとともに、②元当社代表取締役及び本件貸金契約締結を承認した当時の取締役4名(元当社代表取締役除く)に対して、本件貸金契約に係る会社法第423条第1項に基づく損害賠償請求として連帯して193,926千円の支払を提起しました。本報告書の提出日現在において係争中であります。